様式ID	NTA1VNX217010010

★

災害等により被害を受けた会社の被害要件確認表兼届出書(特例措置)

年　月　日　提出	提出先	F01		税務署長
フリガナ F03		電話番号	—	—
氏名（届出者） F04		生年月日	K01	元号　年　月　日
郵便番号	—	住所 F06		

租税特別措置法　第70条の７の５第25項において準用する同法第70条の７第30項
第70条の７の６第26項において準用する同法第70条の７の２第31項　の規定の適用を受けたいので、
第70条の７の８第14項において準用する同法第70条の７の２第31項

特例認定贈与承継会社
特例認定承継会社　が、次に掲げる場合に該当することを確認し、この書類の記載事項を記載した上で関係書類を添付
特例認定相続承継会社

して届け出ます。

1　災害等により被害を受けた会社に関する事項

① 名称		③ 対象となる会社の種別	□ 特例認定贈与承継会社 □ 特例認定承継会社 □ 特例認定相続承継会社
② 本店の所在地		④ 特例対象(受贈・相続)非上場株式等の取得年月日 ※	年　月　日 (　年　月　日)

※　③が「特例認定相続承継会社」の場合にはカッコ内に相続開始の日も併せて記載してください。

2　災害等により被害を受けた会社の被害の態様

次の場合の区分に応じて、それぞれいずれかの「確認事項」欄について記入してください。

(1)　災害によって被害を受けた事業用資産が総資産の30%以上である場合（貸借対照表の帳簿価額で判定します。）

確認事項		
	①　災害が発生した年月日	年　月　日
	②　災害が発生した日の属する事業年度の直前の事業年度終了の時における総資産の価額	円
	③　災害により滅失をした資産の価額の合計額 （注）１　滅失には、通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊を含みます。 ２　資産には、措置法第70条の７第２項第８号ロに規定する特定資産を含みません。	円
	④　(③÷②×100)　30％以上であれば適用可 →	%

(2)　災害によって被害を受けた事業所で雇用されていた常時使用従業員の数が常時使用従業員の総数の20%以上である場合（上記(1)に該当する場合を除きます。）

確認事項		
	①　災害が発生した年月日	年　月　日
	②　災害が発生した日の前日における常時使用従業員の総数	人
	③　災害により滅失又は損壊をした事業所(注)において、その災害が発生した日の前日に使用していた常時使用従業員の数 （注）災害が発生した日から同日以後６か月を経過する日までの間継続して常時使用従業員が本来の業務に従事することができないと認められる事業所をいいます。	人
	④　(③÷②×100)　20％以上であれば適用可 →	%

(3)　中小企業信用保険法第２条第５項第３号又は第４号のいずれかの事由に該当し、特定日以後６か月間の売上金額が前年同期間の売上金額の70%以下である場合（上記(1)又は(2)に該当する場合を除きます。）

確認事項		
	①　中小企業信用保険法第２条第５項の該当事由（３号・４号）及び特定日(注) （注）特定日とは、中小企業信用保険法第２条第５項第３号又は第４号の経済産業大臣の指定する事由が発生した日をいいます。	□３号該当　□４号該当 特定日：　年　月　日
	②　特定日の１年前の日から同日以後６か月を経過する日までの間における売上金額	円
	③　特定日から特定日以後６か月を経過する日までの間における売上金額	円
	④　(③÷②×100)　70％以下であれば適用可 →	%

※　上記(3)に該当する場合には、今後各年の売上割合及び雇用割合を税務署に届け出る必要があります。

税理士署名		税理士電話番号	— —

(R8.9)